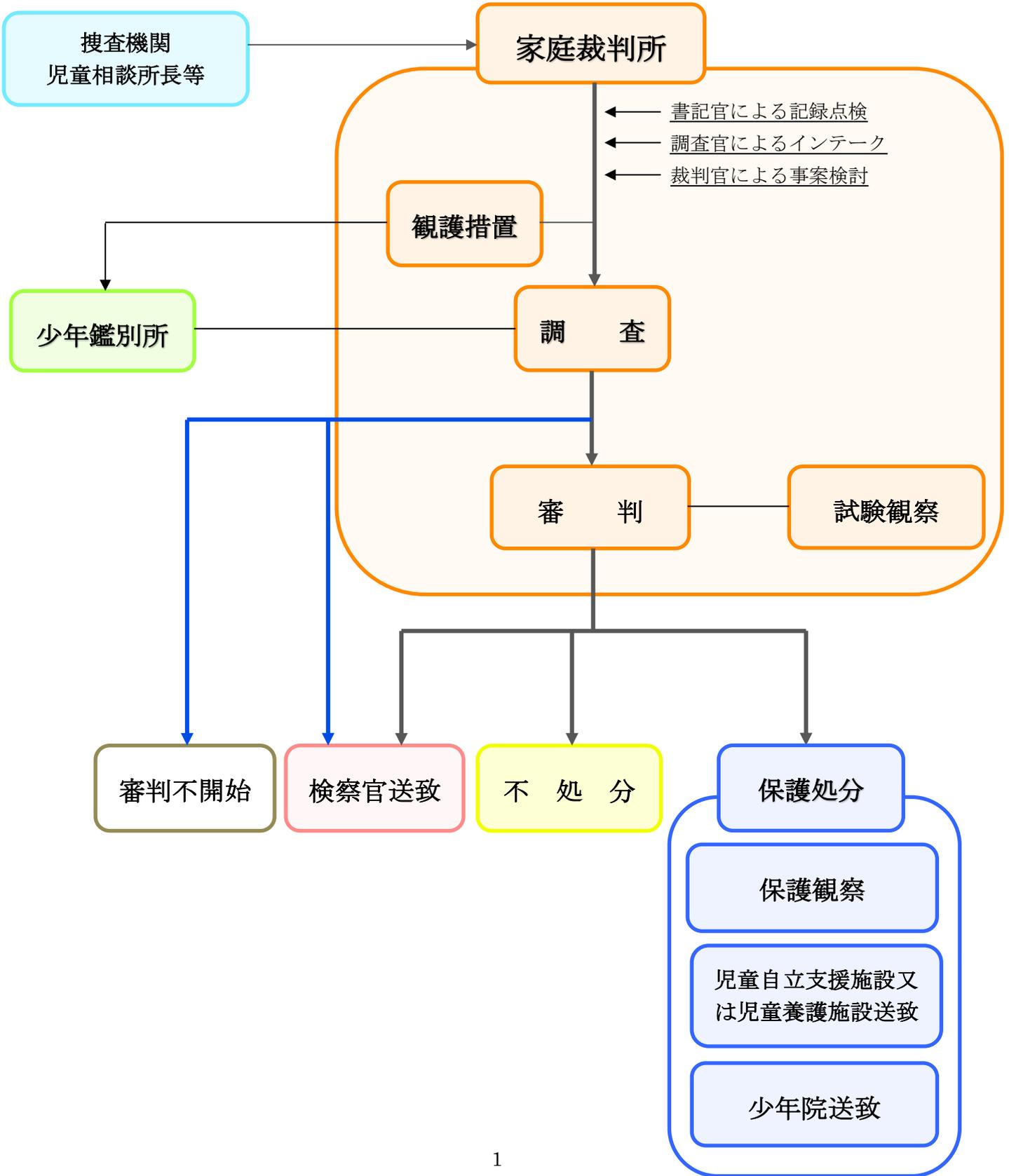


家庭裁判所における  
少年審判手続について

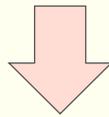
# 少年事件の流れ



## 審判期日

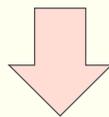
### 【冒頭の手続】

- ①本人確認
- ②供述を強いられることはないことの告知
- ③送致事実間違いがないかどうか



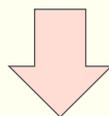
### 【非行事実の審理】

本当に非行があったか



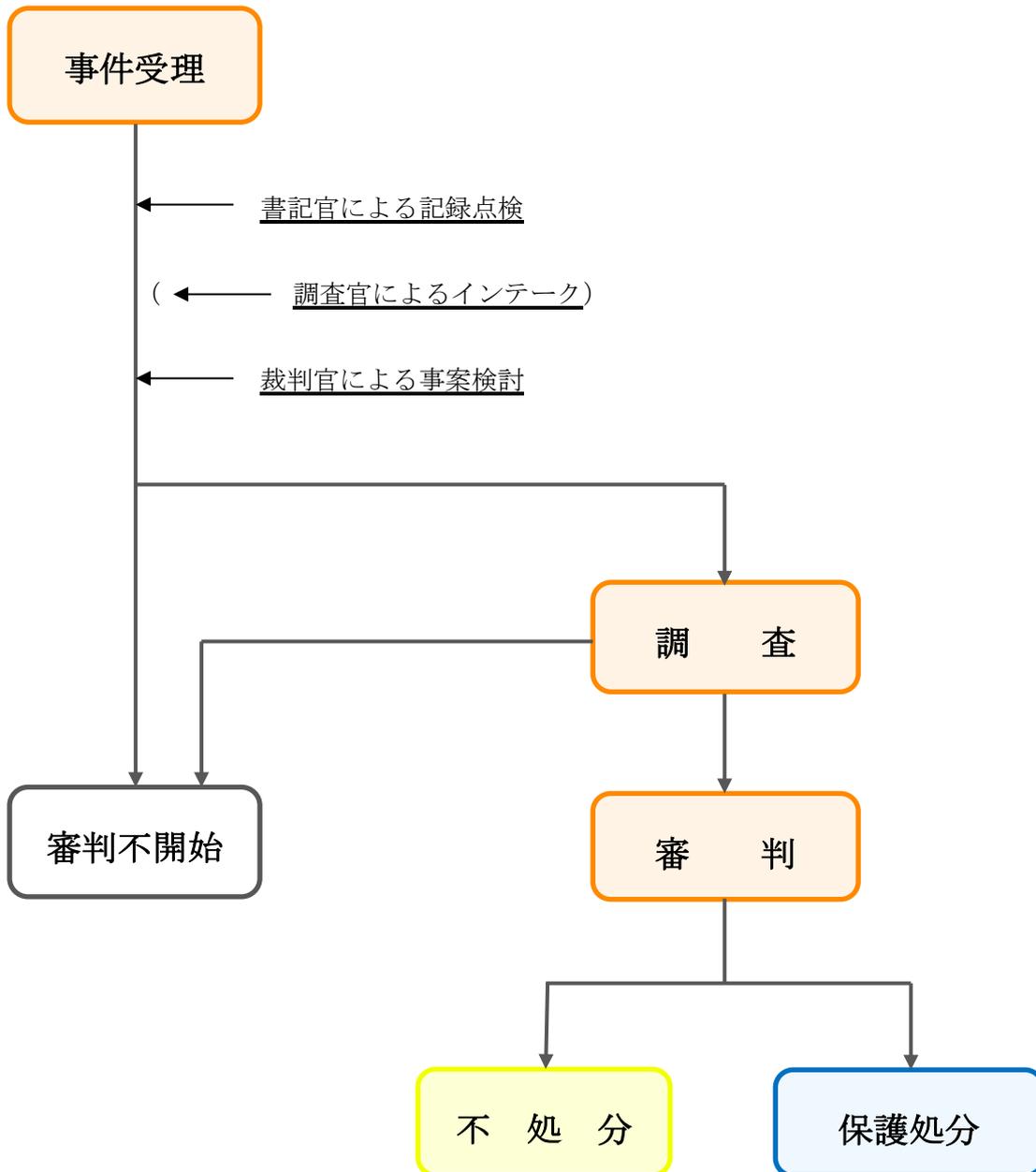
### 【要保護性の審理】

(動機, 原因, 生い立ち, 家族関係, 学校・職場の状況等)



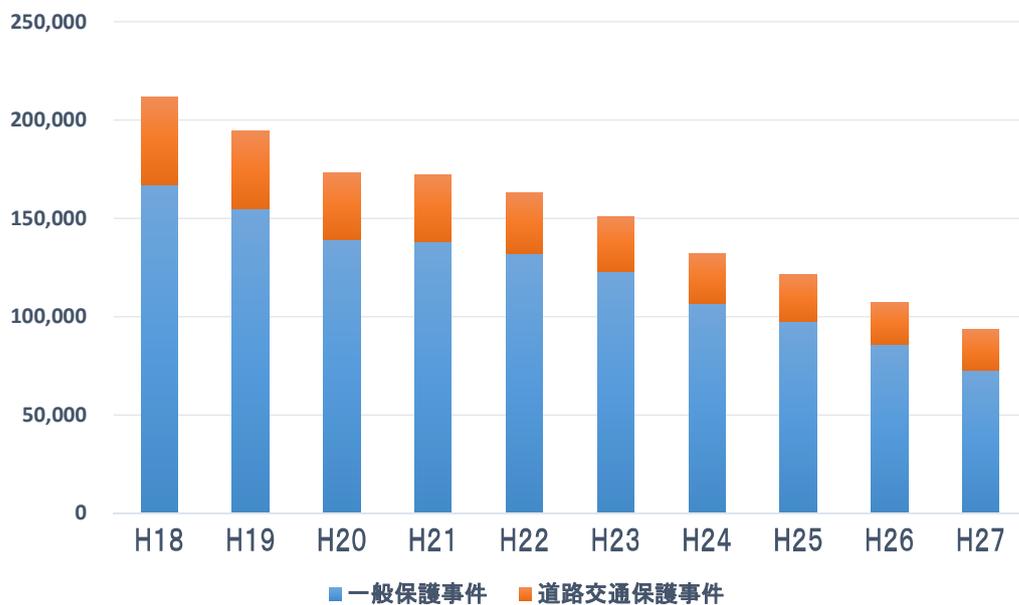
### 【決定の告知】

## 簡易送致事件の流れ



## 少年保護事件新受人員の推移

事 件	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
少 年 保 護 事 件	211,799	194,650	172,995	172,050	163,023	150,844	132,142	121,284	107,479	93,395
一 般 保 護 事 件	167,053	154,687	139,303	138,105	131,900	122,879	106,598	97,355	85,840	72,701
道 路 交 通 保 護 事 件	44,746	39,963	33,692	33,945	31,123	27,965	25,544	23,929	21,639	20,694



(注) 道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件をいう。

## 2

## 裁判所，裁判所職員数

## 2 - 1 家庭裁判所

平成29年4月1日現在

本 庁	支 部
50	102 (注)

(注) 少年保護事件を取り扱う支部

## 2 - 2 人員

	裁 判 官	家庭裁判所調査官
少年事件を担当している人員数	約430 (平成28年度)	約780 (平成27年度)

(注) 1 延べ人数を示すものである。

2 少年事件を専任で担当している職員だけではなく、少年事件とともに他事件も担当している職員を含む。

3 一人の職員が複数の庁の事件を担当することもある。

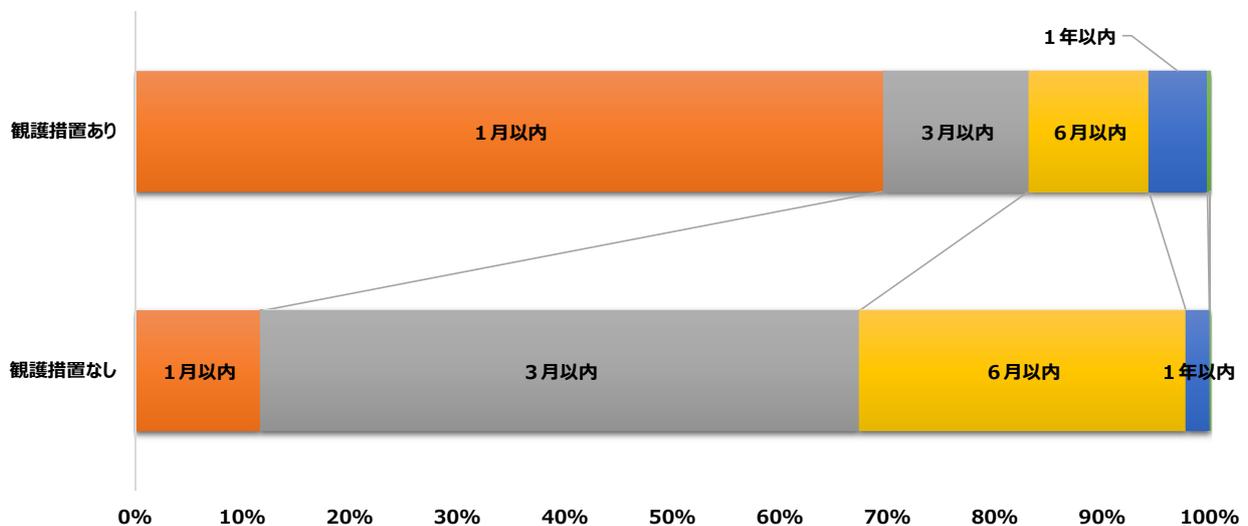
(例：一人の職員が二つの庁でそれぞれ事件を担当している場合、二重に算入される。)

4 事件の状況により随時担当の見直しを行っている。

5 家庭裁判所調査官については隔年で調査を行っている。

## 一般保護事件の終局総人員—審理期間別比較（H 2 7）

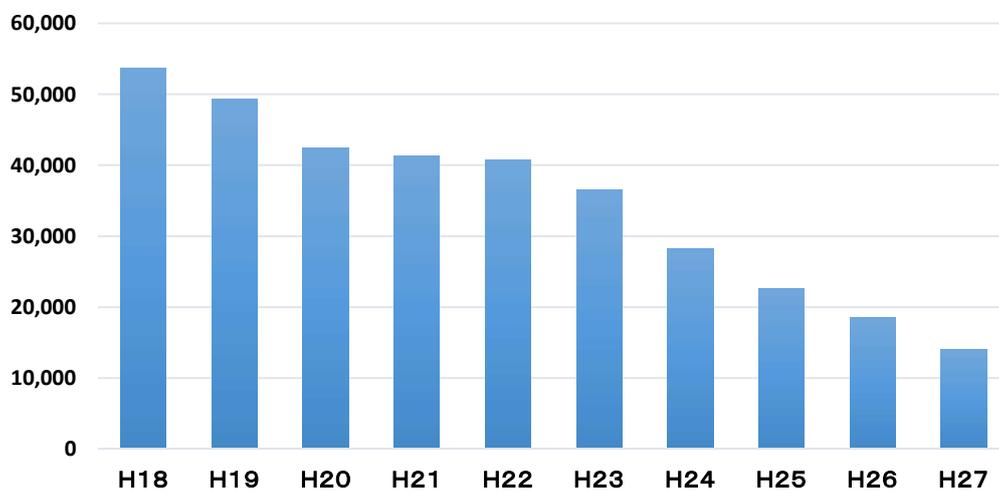
区 分	総 数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	1年を 超える	平均審理 期間(月)
観護措置あり	7,258	5,055	982	809	395	17	1.7
比率 (%)	100.0	69.6	13.5	11.1	5.4	0.2	
観護措置なし	25,482	2,983	14,184	7,752	552	11	2.7
比率 (%)	100.0	11.7	55.7	30.4	2.2	0.0	



- (注) 1 終局総人員とは、その年に終局決定のあった人員（既済人員）から次のものを除いた人員をいう。  
 ア 簡易送致事件  
 イ （無免許）過失運転致死傷事件，（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件，  
 車両運転による（業務上・重）過失致死傷事件及び（無免許）危険運転致死傷事件  
 ウ 移送・回付事件  
 エ 併合審理され、既済事件として集計しないもの（従たる事件）
- 2 平均審理期間を算出するときに用いる代表値は次のとおりである。1月以内（0.5），3月以内（2），6月以内（4.5），1年以内（9），1年を超える（18）

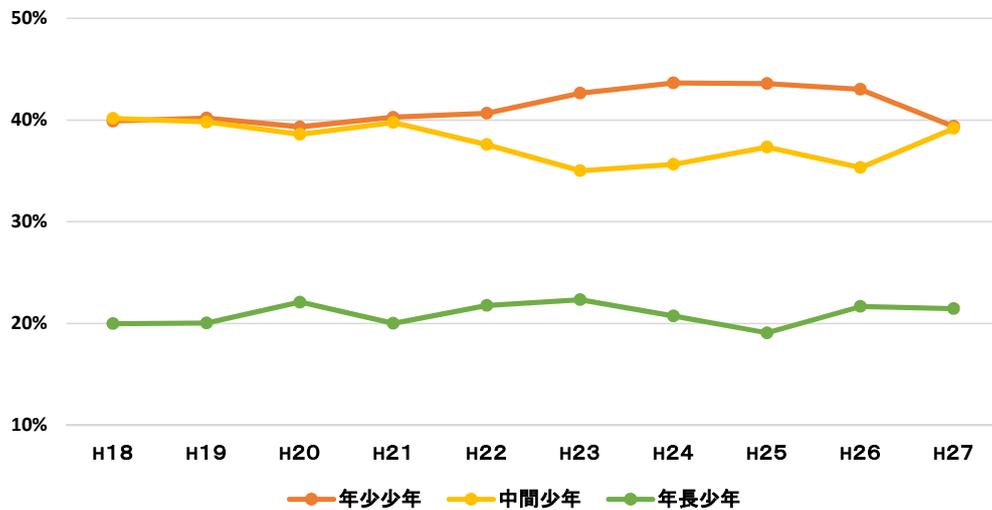
## 4 - 1 簡易送致事件既済人員

年次	簡易送致事件
H 1 8	53,668
H 1 9	49,281
H 2 0	42,405
H 2 1	41,304
H 2 2	40,705
H 2 3	36,529
H 2 4	28,218
H 2 5	22,649
H 2 6	18,505
H 2 7	14,019



4-2 一般保護事件の終局人員—試験観察を経た人員—年齢層別歴年比較

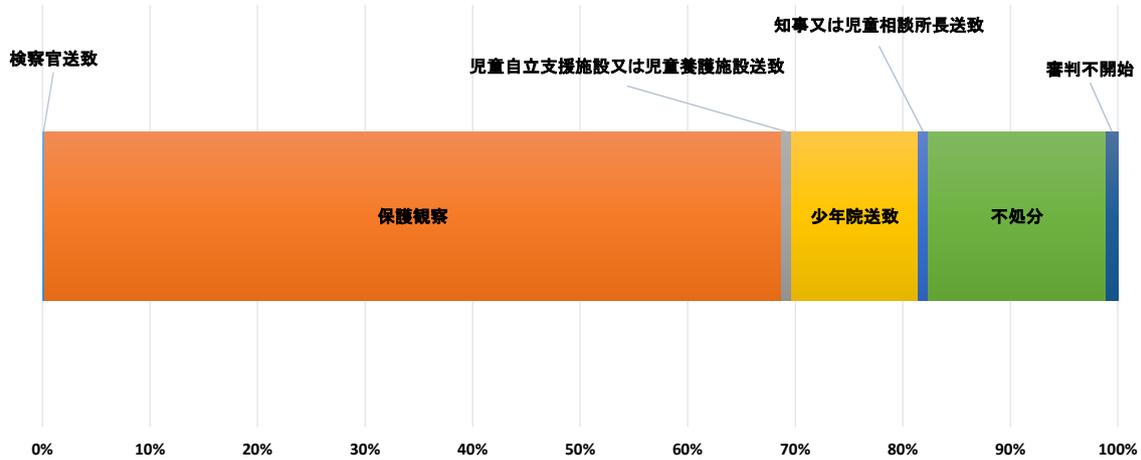
年次	総数	試験観察総数		年少少年		中間少年		年長少年	
		人員	総数に占める比率(%)	人員	試験観察総数に占める比率(%)	人員	試験観察総数に占める比率(%)	人員	試験観察総数に占める比率(%)
H18	62,556	1,903	3.0%	759	39.9%	764	40.1%	380	20.0%
H19	58,727	1,807	3.1%	726	40.2%	719	39.8%	362	20.0%
H20	53,202	1,602	3.0%	630	39.3%	618	38.6%	354	22.1%
H21	53,297	1,535	2.9%	618	40.3%	610	39.7%	307	20.0%
H22	52,740	1,498	2.8%	609	40.7%	563	37.6%	326	21.8%
H23	48,035	1,508	3.1%	643	42.6%	528	35.0%	337	22.3%
H24	45,736	1,423	3.1%	621	43.6%	507	35.6%	295	20.7%
H25	40,117	1,315	3.3%	573	43.6%	491	37.3%	251	19.1%
H26	36,927	1,186	3.2%	510	43.0%	419	35.3%	257	21.7%
H27	31,966	1,044	3.3%	411	39.4%	409	39.2%	224	21.5%



- (注) 1 終局人員とは、終局総人員（3表を参照）から次のものを除いた人員をいう。  
 ア 検察官送致（年齢超過によるもの）  
 イ 不処分・審判不開始（「非行なし」、「所在不明等」及び「その他」の事由によるもの）  
 2 年少少年とは14歳又は15歳の少年、中間少年とは16歳又は17歳の少年、年長少年とは18歳又は19歳の少年をいう。ただし、年齢は行為時年齢であり、年齢不詳並びに行為時14歳未満及び20歳以上を除く。  
 3 総数は、行為時年齢14歳から19歳の終局人員をいう。

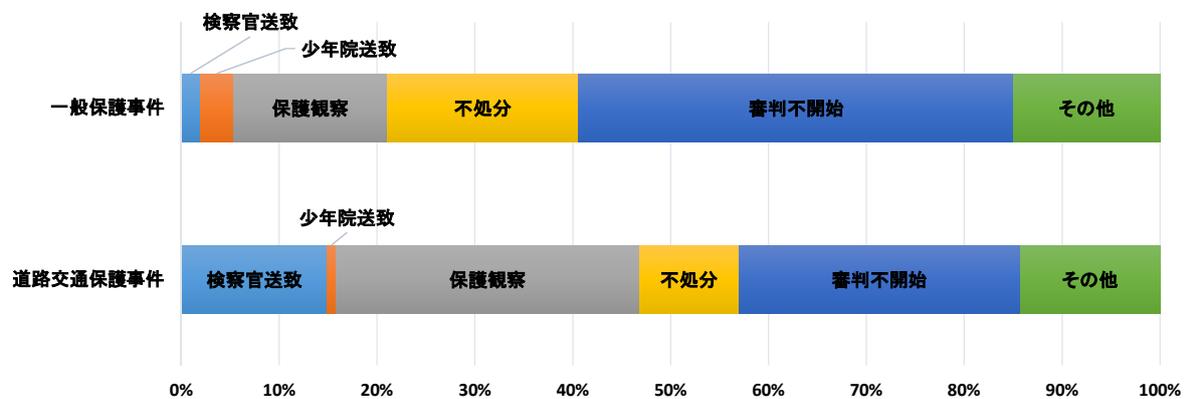
4-3 試験観察を経た人員（一般保護事件の終局総人員）—終局処分別歴年比較

年次	総数	終局決定							
		検察官送致	保護処分				知事又は 児童相談 所長送致	不処分	審判不開始
			総数	保護観察	児童自立 支援施設 又は 児童養護 施設送致	少年院送致			
H18	1,941	4	1,508	1,272	16	220	23	387	19
H19	1,851	4	1,425	1,219	17	189	21	372	29
H20	1,633	3	1,320	1,119	16	185	9	283	18
H21	1,582	3	1,316	1,085	30	201	12	234	17
H22	1,547	5	1,234	1,029	16	189	15	275	18
H23	1,550	2	1,250	1,052	12	186	15	269	14
H24	1,465	3	1,223	1,030	14	179	10	216	13
H25	1,353	0	1,130	953	8	169	11	194	18
H26	1,225	2	1,051	896	7	148	14	148	10
H27	1,079	2	912	773	10	129	13	144	8
10年累計	15,226	28	12,369	10,428	146	1,795	143	2,522	164

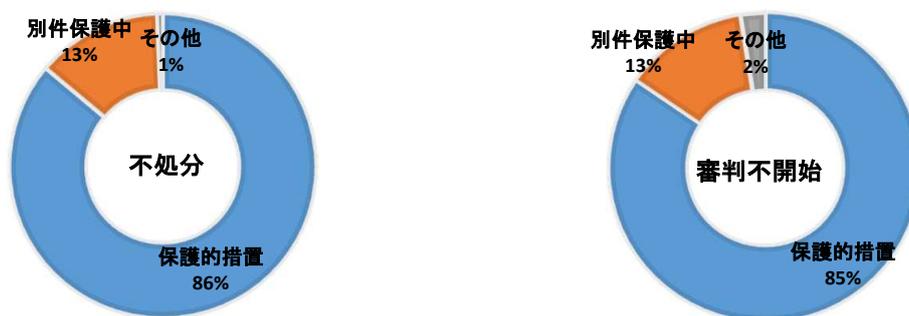


## 5-1 少年保護事件の既済人員（H27）

	総数	検察官送致	少年院送致	保護観察	不処分	審判不開始	その他
少年保護事件	96,328	4,556	2,777	18,319	16,894	39,541	14,241
一般保護事件	75,293	1,423	2,591	11,793	14,759	33,486	11,241
道路交通保護事件	21,035	3,133	186	6,526	2,135	6,055	3,000



## 5-2 一般保護事件の終局総人員—不処分・審判不開始の理由別内訳（H27）



(注) 1 終局総人員とは、その年に終局決定のあった人員（既済人員）から次のものを除いた人員をいう。

- ア 簡易送致事件
- イ (無免許) 過失運転致死傷事件, (無免許) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件, 車両運転による(業務上・重) 過失致死傷事件及び(無免許) 危険運転致死傷事件
- ウ 移送・回付事件
- エ 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)

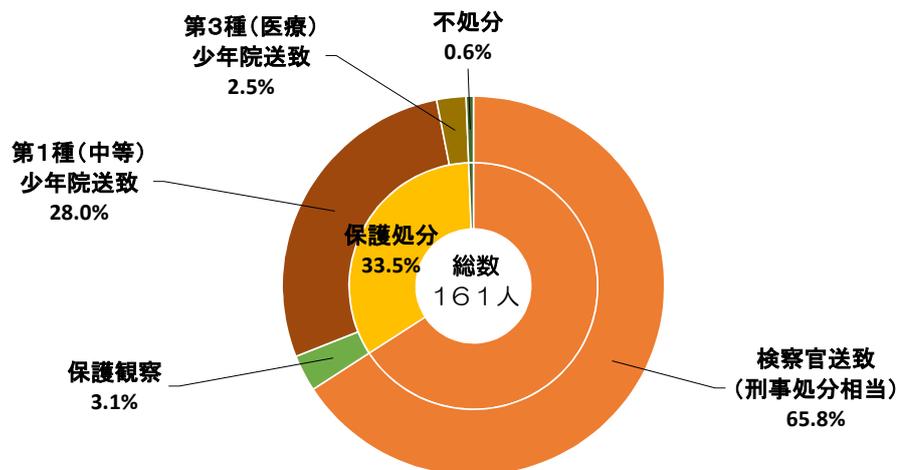
## 6-1 原則検察官送致対象事件の既済人員—終局処分別歴年比較

年次	総数	検察官送致 (刑事処分相当)		保護処分						知相 事談 又所 は長 児送 童致	不 処 分	審 判 不 開 始
		人 員	比 率 ( %)	総 数	保 護 観 察	児 施 童 設 自 立 支 援 致	第 少 年 種 1 ( 中 等 送 致)	第 少 年 種 2 ( 特 別 送 致)	第 少 年 種 3 ( 医 療 送 致)			
H23	28	16	57.1	12	1	0	11	0	0	0	0	0
H24	30	19	63.3	11	1	0	8	0	2	0	0	0
H25	37	25	67.6	12	0	0	12	0	0	0	0	0
H26	34	26	76.5	7	1	0	5	0	1	0	1	0
H27	32	20	62.5	12	2	0	9	0	1	0	0	0
5年累計	161	106	65.8	54	5	0	45	0	4	0	1	0

(注) 1 法第55条の規定により地裁から移送された少年を除く。

2 「比率 (%)」は、総数に対するものである。

3 平成27年6月施行の少年院法により、従来の初等及び中等少年院は第1種少年院に、特別少年院は第2種少年院に、医療少年院は第3種少年院にそれぞれ名称が変更された（なお、原則検察官送致対象事件で初等少年院送致となった人員は0人である。）。以下の図又は表において同じ。



6-2 原則検察官送致対象事件の既済人員—非行別終局処分別比較（平成27年）

非 行	総 数	検（ 刑事 処分 相当 送 致）	保 護 処 分						知 相 事 談 又 所 は 長 児 送 童 致	不 処 分	審 判 不 開 始
			総 数	保 護 観 察	児 施 童 設 自 等 立 送 支 送 援 致	第 少 1 年 種（ 院 送 中 等 ） 致	第 少 2 年 種（ 院 送 特 別 ） 致	第 少 3 年 種（ 院 送 医 療 ） 致			
総 数	32	20	12	2	0	9	0	1	0	0	0
殺 人	11	5	6	2	0	3	0	1	0	0	0
強 盗 殺 人	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
傷 害 致 死	11	8	3	0	0	3	0	0	0	0	0
保 護 責 任 者 遺 棄 致 死	3	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0
危 険 運 転 致 死	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）1 法第55条の規定により地裁から移送された少年を除く。

2 非行名は認定罪名による。また、幫助犯を含む。

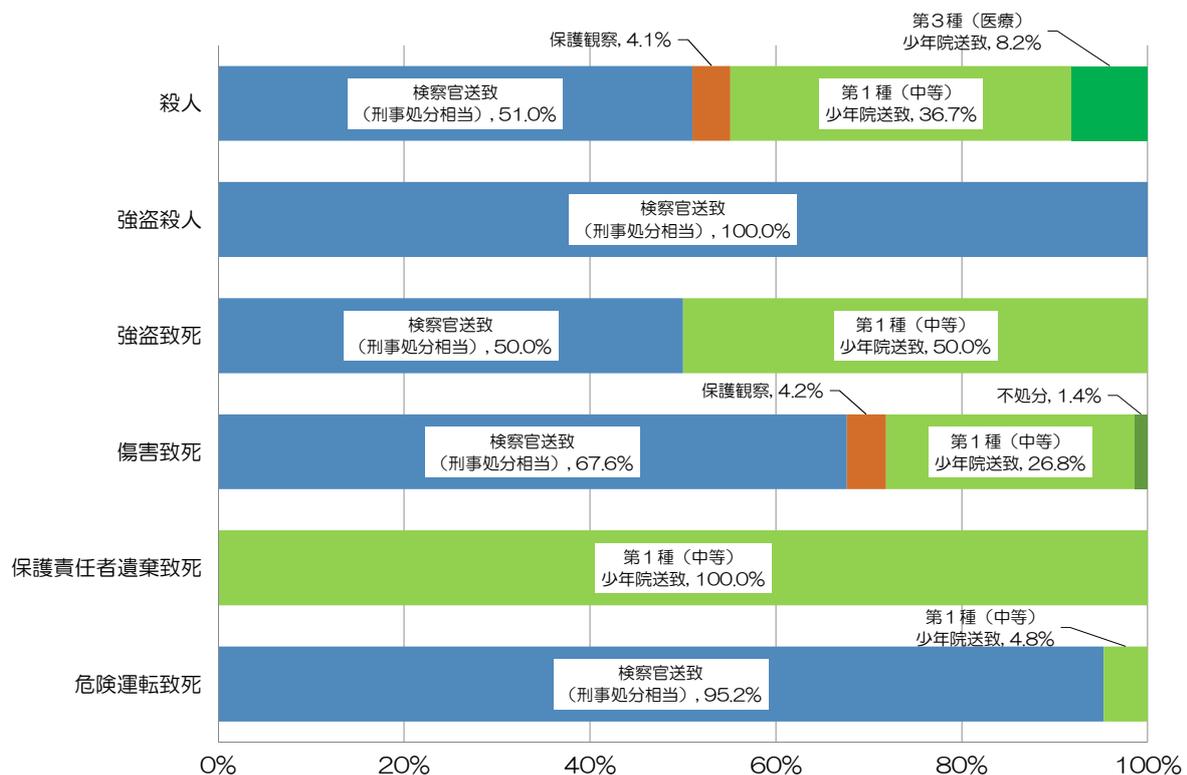
3 該当がない非行については、記載していない。

### 6-3 原則検察官送致対象事件の既済人員—非行別終局処分別比較

(平成23年1月から平成27年12月までの累計)

非 行	総 数	検(刑 事 処 分 送 致 相当)	保 護 処 分						知 相 事 談 又 所 は 長 児 送 童 致	不 処 分	審 判 不 開 始
			総 数	保 護 観 察	児 施 童 設 自 等 立 送 支 援 致	第 少 1 年 種 (中 等) 送 致	第 少 2 年 種 (院 特 別) 送 致	第 少 3 年 種 (院 医 療) 送 致			
総 数	161	106	54	5	0	45	0	4	0	1	0
殺 人	49	25	24	2	0	18	0	4	0	0	0
強 盗 殺 人	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強 盗 致 死	8	4	4	0	0	4	0	0	0	0	0
傷 害 致 死	71	48	22	3	0	19	0	0	0	1	0
逮 捕 監 禁 致 死	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保 護 責 任 者 遺 棄 致 死	3	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0
危 険 運 転 致 死	21	20	1	0	0	1	0	0	0	0	0

- (注) 1 法第55条の規定により地裁から移送された少年を除く。  
 2 非行名は認定罪名による。また、幫助犯を含む。  
 3 該当がない非行については、記載していない。



## 7-1 一般保護事件の終局人員—再非行少年歴年比較

年次	総数	うち再非行少年	
		人員	比率
H18	62,767	26,917	42.9%
H19	58,923	25,220	42.8%
H20	53,412	22,573	42.3%
H21	53,558	22,468	42.0%
H22	52,998	21,855	41.2%
H23	48,287	19,955	41.3%
H24	46,009	19,010	41.3%
H25	40,377	15,789	39.1%
H26	37,153	14,118	38.0%
H27	32,199	12,167	37.8%

(注) 1 終局人員とは、その年に終局決定のあった人員（既済人員）から次のものを除いた人員をいう。以下の表において同じ。

ア 簡易送致事件

イ (無免許) 過失運転致死傷事件, (無免許) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件, 車両運転による業務上(重) 過失致死傷事件(平成27年の数値は過失致死傷事件を含む。), 自動車運転過失致死傷事件及び(無免許) 危険運転致死傷事件

ウ 移送・回付事件

エ 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)

オ 検察官送致(年齢超過によるもの)

カ 不処分・審判不開始(「非行なし」, 「所在不明等」及び「その他」の事由によるもの)

2 再非行少年とは、一般保護事件の終局人員のうち、前処分のある少年をいう。

3 前処分とは、今回の処分の前に、1イを除く一般保護事件で受けた処分をいう。ただし、前処分が1オ及びカである場合並びに今回の処分が前に処分を受ける前の非行(いわゆる余罪)に係るものである場合を除く。

7-2 一般保護事件の終局人員（行為時18歳・19歳）—再非行少年歴年比較

年次	総数	うち再非行少年			
		総数		観護措置あり	観護措置なし
		人員	比率	人員	人員
H18	13,095	6,896	52.7%	2,735	4,161
H19	11,984	6,332	52.8%	2,445	3,887
H20	10,833	5,628	52.0%	2,273	3,355
H21	10,464	5,519	52.7%	2,205	3,314
H22	10,498	5,504	52.4%	2,131	3,373
H23	9,558	5,013	52.4%	1,956	3,057
H24	9,159	4,750	51.9%	1,865	2,885
H25	8,224	4,000	48.6%	1,649	2,351
H26	7,952	3,965	49.9%	1,611	2,354
H27	7,547	3,611	47.8%	1,501	2,110

